

5. 副専攻について 副専攻科目一覧表の見方

👉 副専攻とは？

副専攻とは、主専攻のほかに、他専攻が提供するある特定の科目群の中から一定の単位数を履修することで、その専門性を修了したことを認定する制度です。指定された単位数を修得した後、卒業年次に申請書類を提出し、主専攻の学位記とともに副専攻の認定証が授与されます。なお、副専攻は卒業要件ではありません。また、卒業後には申請できません。

👉 副専攻科目の履修上の注意点

(1) 副専攻の取得にも、科目区分のルール（ある科目区分から何単位以上という決まり）がありますが、これまで見てきた大学の指定するルールと異なります。

基本的には、副専攻が指定するいくつかの「分野」ごとに科目が区分され、その「分野」から何単位以上履修するといったルールが設けられています。それらの「分野」ごとの最低修得単位を全て修得し、副専攻が指定する合計単位数を満たせば、副専攻として認められることとなります。

（詳しくは次のページの表の見方を参照。）

※ なお、科目区分や取るべき単位数は、副専攻ごとに違います。

副専攻の科目区分のルールや科目一覧については、Ⅲ-35～Ⅲ-41 ページの各副専攻の科目一覧（表 8～17）と、その中の「履修条件」欄をよく読んでください。

※ 表の表示形式も見方も、これまでのものとは異なりますので注意してください。

(2) 副専攻はあくまで 2 次的な専門性の追求ですので、他の必修科目や主専攻の科目を優先的に履修することを忘れないでください。Ⅲ-13 ページの時間割作成のイメージ図にしたがって、ある程度取るべき科目が決まり、時間割が埋まってきたら、1 つの学期に取れる残りの単位数を副専攻や資格のための科目にあてると良いでしょう。

👉 副専攻の申請について

副専攻は申請による認定制度です。申請しなければ副専攻として認められませんので、卒業年次のオリエンテーションでの説明をよく聞き、忘れずに申請しなければなりません。

なお、申請時期を 4 年次の“前学期”並びに“後学期”の登録調整期間とし、申請先は**教務課**です。卒業後に副専攻の申請はできませんので、注意してください。

👉 副専攻科目一覧表の見方 Ⅲ-35～Ⅲ-41 ページ 表 8～17

Ⅲ-35～Ⅲ-41 ページの表 8～17 は、副専攻ごとの科目の一覧表です。これらの科目一覧と科目区分のルールは、副専攻としての科目区分と必要な単位数であって、大学の卒業のために必要な単位数の区分ではありません。また、科目区分も単位数も、副専攻ごとに違うので十分に注意してください。

基本的には、副専攻が指定するいくつかの「分野」の中から何単位以上を履修するといったルールが設けられています。それら全ての「分野」の最低修得単位以上を修得し、副専攻が指定する合計単位数を満たせば、副専攻として認められます。